

企画総務委員会(第一委員会室)

平成30年11月14日(水) 開会 午前 10時 ~ 散会 時 分

- 1 署名委員 橋本委員 竹村委員
- 2 欠席委員 委員
- 3 議題 行財政運営、人権政策、契約、生活安全及び防災等について
(裏面のとおり)

-
- 4 出席委員 委員長 佐藤 昇 副委員長 武藤 まさひろ
委員 竹村 ゆうい 松嶋 祐一郎 松田 哲也
河野 陽子 須藤 甚一郎 橋本 欣一
いその 弘三
議長 おのせ 康裕
 - 5 出席説明員 青木区長、鈴木副区長
※荒牧企画経営部長、中野参事(政策企画課長)、橋本長期計画コミュニティ課長
田中経営改革推進課長、勝島秘書課長、斎藤財政課長、酒井広報課長
細野区民の声課長、堀内情報課長
※森区有施設プロジェクト部長、松本区有施設プロジェクト課長
※関根総務部長、大野総務課長、香川人権政策課長、塚本人事課長、石松契約課長
照井施設課長
※谷合危機管理室長、奥村生活安全課長、高橋防災課長
※足立会計管理者(会計課長)
※板垣選挙管理委員会事務局長(事務局次長)
※本橋監査事務局長(事務局次長)
 - 6 区議会事務局 高橋局長、山口次長、三枝議事・調査係長

(報告事項)

- | | | |
|---------------------------------|------|--------|
| (1) 目黒区校長交際費支出損害賠償請求上告事件の決定について | 総務課長 | (資料あり) |
| (2) 事故の発生について | 総務課長 | (資料あり) |
| (3) 平成30年特別区人事委員会勧告の概要について | 人事課長 | (資料あり) |
| (4) 契約報告(10件)について | 契約課長 | (資料あり) |
| (5) 目黒区登録業者の指名停止措置について | 契約課長 | (資料あり) |
| (6) 土砂災害ハザードマップの作成及び配布について | 防災課長 | (資料あり) |

(情報提供)

- | | | |
|--|--------|--------|
| (1) 林試の森公園周辺の国有地等の状況について | 政策企画課長 | (資料あり) |
| (2) 平成30年度全国瞬時警報システムの全国一斉試験放送(第3回目)の実施について | 生活安全課長 | (資料あり) |

(資料配付)

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 人権週間区民のつどい2018について | 人権政策課長 |
|------------------------|--------|

(その他)

- (1) 次回の委員会開催について 月 日 () 時 分から

目黒区校長交際費支出損害賠償請求上告事件の決定について

1 訴訟事件名等

- | | | | | |
|----------------|------------|---|----------------------|-----|
| (1) 事 | 件 | 名 | 目黒区校長交際費支出損害賠償請求上告事件 | |
| (2) 上 | 告 | 人 | 目黒区在住のA氏 | |
| (3) 被 | 上 | 告 | 人 | 目黒区 |
| (4) 裁 | 判 | 所 | 最高裁判所第三小法廷 | |
| (5) 上告提起通知書到達日 | 平成30年6月12日 | | | |
| (6) 記録到着通知書到達日 | 平成30年9月6日 | | | |
| (7) 決 | 定 | 日 | 平成30年10月23日 | |

2 訴訟の概要

- (1) この事案は、小学校長累計29名が校長交際費を使って神社等へ祭礼奉納金等として計48万7196円支出したことは、政教分離の原則に違反する不法行為であり、これにより、区は同額の損害を被っているにもかかわらず、区長が損害賠償請求権の行使を違法に怠っていると主張し、当該損害額及び訴状送達日の翌日である平成29年8月1日から支払済みまで年5分の遅延損害金について、区長個人に対して請求することを求めたものである。

また、校長交際費の支出命令等を行う立場にあった当時の区職員から、区長が遅延損害金相当額を含めた額の返納を受けていることについては、校長らが返納していないことを理由に、違法であると主張した。

- (2) 平成30年1月26日、第一審東京地方裁判所は、上告人（原告）の請求を棄却した。
- (3) 平成30年5月24日、第二審東京高等裁判所は、上告人（控訴人）の控訴を棄却した。

3 決定内容

- (1) 主文
- ア 本件上告を棄却する。
 - イ 上告費用は上告人の負担とする。
- (2) 理由
- 上告事由に該当しないため。

以 上

事故の発生について

- 1 件 名 庁用車と自転車の接触事故
- 2 発生日時 平成30年8月22日(水)午前10時45分頃
- 3 発生場所 上目黒二丁目20番先路上
- 4 相手方 目黒区内在住のA氏
- 5 相手方の損害 (1) 人的損害 左肩、腰の捻挫及び右足大腿部の打撲
(2) 物的損害 自転車の前輪フレームの湾曲
- 6 事故発生状況等
駒沢通りを祐天寺方向から山手通り方向へ向かって走行していた庁用車(軽自動車)が、総合庁舎へ戻るため「中目黒しぜんとなかよし公園」の手前の道路へ左折した際、駒沢通りの歩道を庁用車と同方向へ向かって走行していた自転車の前輪右横に接触した。そのはずみで、被害者はバランスを崩し地面に倒れ、左肩、右足大腿部等に捻挫と打撲を負った。また、自転車は、前輪のフレームが湾曲し使用できない状況となった。
- 7 事故処理
本件事故の処理については、相手方の回復状況を把握しながら、対応していく。

以 上

事故の発生について

- 1 件 名 庁用車と自転車の接触事故
- 2 発生日時 平成30年8月22日（水）午前10時45分頃
- 3 発生場所 上目黒二丁目20番先路上
- 4 相手方 目黒区内在住のA氏
- 5 相手方の損害（1）人的損害 左肩、腰の捻挫及び右足大腿部の打撲
（2）物的損害 自転車の前輪フレームの湾曲

6 事故発生状況等

駒沢通りを祐天寺方向から山手通り方向へ向かって走行していた庁用車（軽自動車）が、総合庁舎へ戻るため「中目黒しぜんとなかよし公園」の手前の道路へ左折した際、駒沢通りの歩道を庁用車と同方向へ向かって走行していた自転車の前輪右横に接触した。そのはずみで、被害者はバランスを崩し地面に倒れ、左肩、右足大腿部等に捻挫と打撲を負った。また、自転車は、前輪のフレームが湾曲し使用できない状況となった。

7 事故処理

本件事故の処理については、相手方の回復状況を把握しながら、対応していく。

以 上

平成30年特別区人事委員会勧告の概要

平成30年10月10日(水)

特別区人事委員会

〔本年の勧告のポイント〕

1 月例給

○公民較差(△9,671円、△2.46%)を解消するため、給料表を改定

2 特別給(期末手当・勤勉手当)

○年間の支給月数を0.1月引上げ(現行4.5月→4.6月)、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約12万3千円の減

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(平成30年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,897人	31,366人	393,431円	41.0歳

2 民間給与実態調査の内容(平成30年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,128民間事業所を实地調査(調査完了862事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
383,760円	393,431円	△9,671円(△2.46%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.62月分	4.50月	0.12月

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表(一)

- ・ 原則全ての級及び号給について、給料月額を引下げ(平均改定率△2.6%)
- ・ 行政系人事・給与制度改革に伴う職務の級の切替え後における実態を踏まえ、1・2級の引下げを強め、管理職の職責の高まり等を考慮し、5・6級の引下げを弱める
- ・ 上位職への昇任を促す観点から全ての級において一部号給の引下げを弱める
- ・ 初任給については、人材確保の観点から給料月額を据置き
- ・ 所要の調整措置として、給与条例の改正に伴い差額を支給されている者に適用される級及び号給の改定状況を踏まえた改定が必要

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定。ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇確保の観点から改定しない
 - ・ 再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定
- 2 特別給（期末手当・勤勉手当）
- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
 - ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- 3 実施時期等
- ・ 給与水準の引下げを伴う内容の改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施
 - ・ 平成30年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、平成30年12月に支給される期末手当の額において、所要の調整を実施（改定を行わない医療職給料表（一）が適用されている職員を除く）

（参考1）較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△8,060 円	0 円	△1,611 円	△9,671 円

（参考2）改定による平均年間給与の減少額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,559 千円	約 6,436 千円	約△123 千円

III 給与制度における課題

1 諸手当

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要
- ・ 勤勉手当について、一部の職層に一律拠出を適用していない区は、早急に一律拠出の適用を進める必要

2 保育教諭等の給与

- ・ 任命権者の検討においては、特別区の実情を十分に考慮した上で、保育教諭等の職のあり方を明確にすることが肝要
- ・ 任命権者の検討状況を踏まえ、保育教諭等の職に適用する給与制度について、職務・職責に応じた給与等の観点から検討

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

(任用制度)

- ・ 任命権者は、主任職の位置付け、係長職の安定的な確保という制度改革の趣旨を十分に踏まえ、適切な任用管理を行う必要
- ・ 主任職に多くの職員が滞留し、主任職への昇任選考合格者が抑制されることにより、若年層職員のモチベーションが低下することがないよう留意
- ・ 任命権者は、係長職等の人数を更に増加させるとともに、新たな主査が求められる職責を確実に担うことができるよう計画的に人材育成を行う必要

(給与制度)

- ・ 制度改正後の実態を踏まえ、職務給原則の徹底に基づく給与原資の有効活用の観点から、不断の見直しを実施
- ・ 任命権者は、制度改正による給料表の見直しを効果的なものとするに加え、高齢層職員の昇給等についても国、他団体との均衡等を考慮し、適切な見直しを図る必要

(今後の対応)

- ・ 係長職等の人数を増加させ、それを近い将来、管理職の確保につなげ、管理監督職を拡大していくことが重要
- ・ 任命権者は、行政系人事・給与制度改正の趣旨を十分に踏まえ、継続して職員の昇任意欲醸成に向けた取組を行っていく必要

(2) 人材の確保

(採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 23区が連携して、組織の魅力や仕事のやりがいを高めるような活動を検討・展開していくことが重要
- ・ 経験者採用制度については、受験対象年齢の見直しによる拡大が必要
- ・ 児童相談所の設置に向け、経験者採用、任期付職員採用等の一層の活用についても、早期に実現する必要

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 新たに実施したPR事業の効果について検証を行い、戦略的な取組を進めていく
- ・ 任命権者は、就職先としての価値を高め、仕事のやりがいや魅力を伝えていく取組を更に進めていく必要

(3) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 人事評価制度については、より客観性、透明性の高い制度として機能するよう不断の見直しを図り、人材と組織を強化する基盤的な仕組みとしていく必要
- ・ 任命権者は、評価能力・技術、マネジメント実践力の向上を支援するため、組織の実態を踏まえた工夫を重ねつつ、取組を進めていく必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 任命権者は、人材育成に関する専門性を高める取組を行うとともに、組織体制の見直しも含め、戦略的な人材育成策を講ずる必要
- ・ 職員の育成に向けては、長期的な視点から職員の潜在的な可能性を見極め、成長に結び付けていく仕組みの構築が重要

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 昇任により増大する職責に対する不安を解消するため、係長職の魅力伝えるとともに、幅広い職務経験を積ませ、視野を広げさせる等の任用管理を行う必要
- ・ 係長職に対して引き続きマネジメント能力の向上を支援するとともに、管理職への昇任意欲を醸成し、将来の管理職候補を育成するための仕組みづくりを計画的に行うことが肝要
- ・ 管理職の人材育成の視点、23区が統一で昇任選考を行う意義やメリットが真に活かされるよう、今後の安定的な区政運営を担保し得る管理職選考制度のあり方を引き続き検討

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 任命権者は、再任用職員の意欲や能力、適性等を適切に把握し、有効に活用するとともに、定年前職員と再任用職員の双方の能力を最大限に活用できる人事管理を進めていく必要

- ・ 定年の引上げについては、国の検討状況や他団体及び民間の動向を注視していくとともに、特別区の実態を踏まえつつ、任命権者と連携して検討を進めていく必要

(5) 非常勤職員等への対応

- ・ 任命権者は、法改正の趣旨を踏まえ、個々具体の職の設定に当たっては、現に存在する職の職務内容、勤務形態等に応じ、外部委託等の可能性を検討するとともに、その職が「任期の定めのない常勤職員」、「任期付職員」、「臨時・非常勤職員」のうちいずれを充てるのが適当か判断する必要
- ・ 会計年度任用職員は、本来的には定型的・補助的業務に従事する職であり、特別区においても定型的・補助的業務に従事している非常勤職員が大半であることに鑑み、複数の級を設定することは望ましくない
- ・ 会計年度任用職員制度等の設計及び運用については、常勤職員との権衡を図りつつ、任用や勤務条件の根本基準、基本的事項に関し、区ごとに大きく異なることがないように、法の趣旨を踏まえた検討を進めていく必要

2 勤務環境の整備等

(1) 仕事と家庭の両立支援と多様で柔軟な働き方

- ・ 仕事と育児や介護、病気の治療等を両立するためには、働き方の選択肢を増やすことが必要
- ・ 制度設計に当たっては、適正な検証期間を設け、各区の実情に合ったものとなるよう留意

(2) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 適切な方法で勤務実態を把握し、長時間労働の要因分析に努め、その解消に向けて対策を取ることが緊要の課題
- ・ 特定の職員に業務が集中し、その結果、長時間労働となることがないように、効率的な業務執行体制の構築や適正な人員配置等、有効な対策を講ずることが必要
- ・ 計画的な休暇取得の促進とあわせ、業務の進め方や業務分担の見直し等、休暇を取得しやすい職場環境整備を進めることが必要

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 長時間労働者のほか、メンタルヘルス不調のリスクが高い者に対しても面接指導を実施するなど、職員の体調管理を的確に行う機会を確保することも重要
- ・ 休職者の円滑な職場復帰を推進するために、管理監督者、産業保健スタッフ及び人事労務担当部署の連携による職場復帰支援対策に取り組むことが必要

(4) ハラスメント防止対策

- ・ ハラスメントのない職場づくりに向けて、職員の学習機会の充実を図るほか、対策内容や運用方法の見直しに組織的に取り組んでいくことが重要
- ・ 当事者の人間関係だけでなく、職場全体の人間関係や業務内容、行為者のストレス状況等にも着目し、組織の問題として対応することが不可欠

3 区民からの信頼の確保

- ・ 不祥事発生後の迅速かつ的確な情報開示等の重要性が増しており、事態の影響の拡大や信用の低下を最小限に留めるため、危機管理体制の強化が必要
- ・ 適正な事務執行の確保のため、業務プロセスの可視化、効率化が必要
- ・ 組織全体での適切な役割分担による横断的な取組により、各区の特性に応じた体制の整備及び運用に努める必要

契約報告（10件）について

- 1 河川維持工事（目黒川）その2
- 2 めぐろ区民キャンパス吸収冷温水機2号機改修工事
- 3 目黒区立緑ヶ丘小学校プール開閉屋根改修工事
- 4 目黒川沿川通路補修工事（下目黒一丁目）
- 5 緑が丘児童遊園改良工事
- 6 大鳥公園改良工事
- 7 目黒区立不動小学校教育用ICT機器新設に伴う電気設備工事
- 8 目黒区立油面小学校教育用ICT機器新設に伴う電気設備工事
- 9 道路改良工事及び道路維持工事（青葉台一丁目）
- 10 道路維持工事（南一丁目）

資料 1

- 1 件 名 河川維持工事（目黒川）その2
- 2 契約金額 128,412,000円
- 3 履行場所 目黒区中目黒二丁目6番先から3番先 外1箇所
（別添案内図のとおり）
- 4 契約内容 河床に堆積した土砂等の超強力吸引車による吸引・除去、ブルドーザによる河床整正工事及びクレーンによる河床埋戻し工事
（施工中心延長 660m）
- 5 契約の相手方
 - (1) 所在地等
東京都目黒区鷹番三丁目1番3号
株式会社 シー・エス・アイ
代表取締役 谷山 善雄
 - (2) 会社経歴
ア 設立年月日 昭和59年11月14日
イ 資本金 27,000,000円
ウ 年間取引高 601,639,000円
エ 許 可 東京都知事
オ 区 実 績 平成29年度
河川維持工事（目黒川）その2
116,640,000円
- 6 契約年月日 平成30年10月1日
- 7 工 期 平成30年10月1日から平成31年3月27日まで
- 8 契約方法等
 - (1) 契約方法
条件付き一般競争入札による契約
 - (2) 主な入札参加資格要件
ア 「河川工事」の業種登録があること。
イ 目黒区内業者認定を受けている区内業者は、登録業種の共同格付がA等級からB等級であること。
ウ 区外業者は、登録業種の共同格付がA等級であること。
エ 土木工事業について、特定建設業許可を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥151,038,000-
 入札書比較価格 ￥139,850,000-

業 種 河川工事
 落札率 85.0%

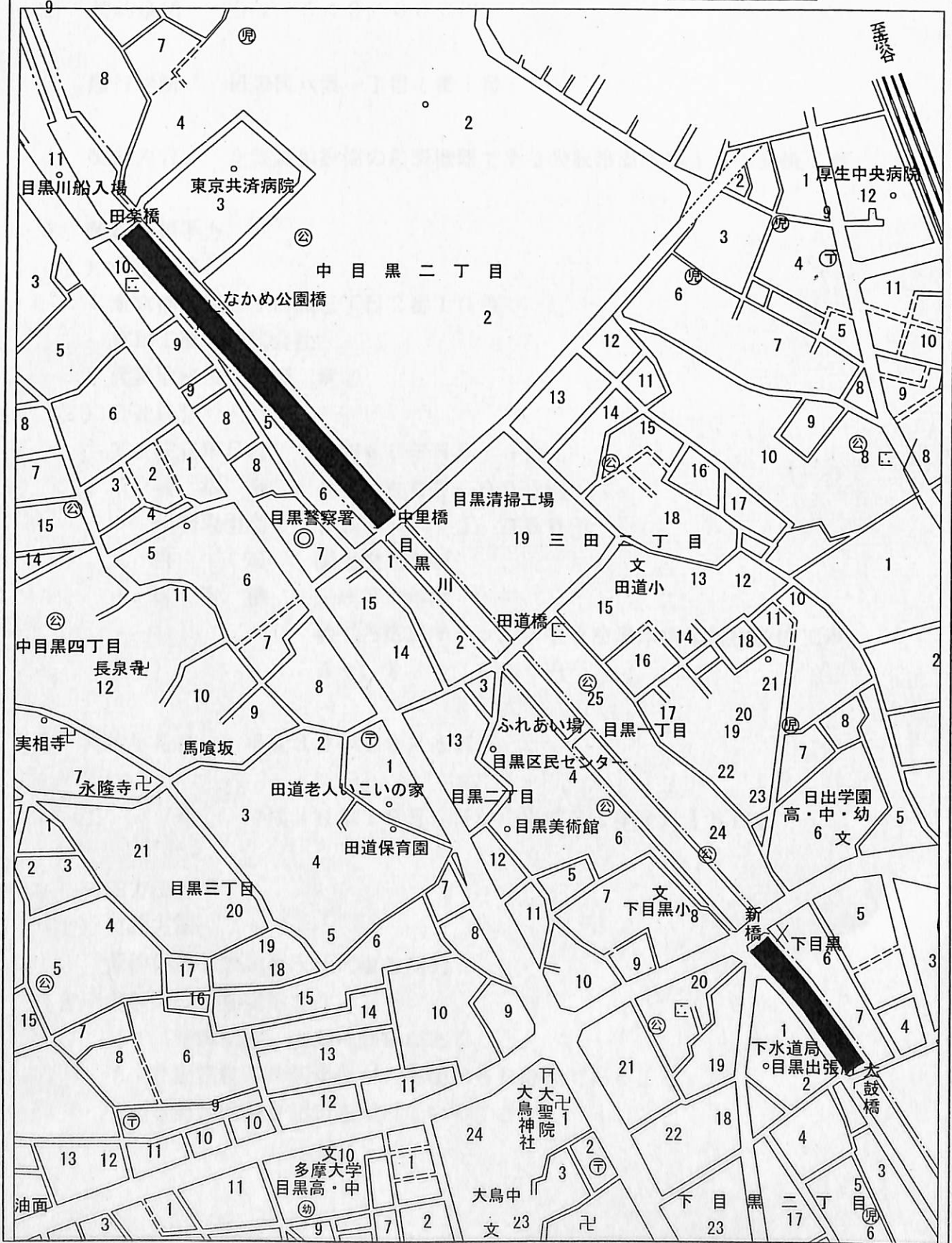
	会社名	ランク	所在地	入札価格	落否
1	㈱シー・エス・アイ	B	目黒区 鷹番三丁目	118,900,000	落札
2	㈱ユーディケー 東京支店	A	北区	辞退	
3	大旺新洋㈱ 東京支店	A	品川区	無効	

選定 3者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥9,512,000-

案内図

■ 施工箇所



資料 2

- 1 件 名 めぐろ区民キャンパス吸収冷温水機2号機改修工事
- 2 契約金額 54,540,000円
- 3 履行場所 目黒区八雲一丁目1番1号
- 4 契約内容 空気調和設備の熱源機器である吸収冷温水機1基の交換工事

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区下目黒三丁目2番10号

東和工業 株式会社

代表取締役 花野 章彦

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和60年3月18日

イ 資本金 25,000,000円

ウ 年間取引高 683,772,000円

エ 許 可 国土交通大臣

オ 区 実 績 平成29年度

めぐろ区民キャンパス吸収冷温水機1号機改修工事

44,834,040円

- 6 契約年月日 平成30年10月4日

- 7 工 期 平成30年10月4日から平成31年3月15日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

ア 「空調工事」の業種登録があること。

イ 登録業種の共同格付がA等級からB等級であること。

ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥62,359,200-
 入札書比較価格 ￥57,740,000-

業 種 空調工事
 落札率 87.5%

	会社名	ランク	所在地	入札価格	落否
1	東和工業(株)	A	目黒区 下目黒三丁目	50,500,000	落札
2	積水工業(株)	A	目黒区 中町二丁目	50,736,200	
3	三沢電機(株) 東京支店	A	目黒区 鷹番三丁目	53,000,000	
4	穴沢汽缶工業(株)	B	目黒区 中目黒五丁目	最低制限 価格未満	
5	(株)トウサイ	A	目黒区 中目黒三丁目	最低制限 価格未満	
6	クリーン工業(株)	B	目黒区 中根一丁目	辞退	
7	足立工業(株) 東京支店	A	目黒区 青葉台三丁目	辞退	

選定 7者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥4,040,000-

資料 3

- 1 件 名 目黒区立緑ヶ丘小学校プール開閉屋根改修工事
- 2 契約金額 21,006,000円
- 3 履行場所 目黒区緑が丘二丁目13番1号
- 4 契約内容 プール開閉屋根の可動フレーム支持部の改修工事
- 5 契約の相手方
 - (1) 所在地等
東京都目黒区平町二丁目21番16号
株式会社 高橋工務店
代表取締役 高橋 克
 - (2) 会社経歴
ア 設立年月日 昭和24年5月18日
イ 資本金 62,700,000円
ウ 年間取引高 580,649,000円
エ 許 可 東京都知事
オ 区 実 績 平成29年度
目黒区営青葉台二丁目アパートエレベーター棟増築
その他工事
58,320,000円
- 6 契約年月日 平成30年10月15日
- 7 工 期 平成30年10月15日から平成30年12月19日まで
- 8 契約方法等
 - (1) 契約方法
条件付き一般競争入札による契約
 - (2) 主な入札参加資格要件
ア 「建築工事」の業種登録があること。
イ 登録業種の共同格付がA等級からD等級であること。
ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥24,732,000-
 入札書比較価格 ￥22,900,000-

業 種 建築工事
 落札率 84.9%

	会社名	ランク	所在地	入札価格	落否
1	(株)高橋工務店	B	目黒区 平町二丁目	19,450,000	落札
2	小川建設(株)	C	目黒区 洗足二丁目	辞退	
3	(株)ミヤタ建設	D	目黒区 大橋二丁目	辞退	
4	(株)三海建設	D	目黒区 下目黒二丁目	辞退	
5	市橋建設(株)	D	目黒区 青葉台三丁目	辞退	
6	東工業(株)	A	目黒区 上目黒五丁目	不参加	

選定 6者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥1,556,000-

資料 4

- 1 件 名 目黒川沿川通路補修工事（下目黒一丁目）
- 2 契約金額 28,814,400円
- 3 履行場所 目黒区下目黒一丁目7番先から6番先まで
（別添案内図のとおり）
- 4 契約内容 通路補修工事（アスコン舗装及び排水施設改修等）
（施工中心延長 187.25m）
- 5 契約の相手方
 - (1) 所在地等
東京都目黒区洗足二丁目8番22号
吉澤興業 株式会社
代表取締役 吉澤 国博
 - (2) 会社経歴
ア 設立年月日 昭和49年9月25日
イ 資 本 金 30,000,000円
ウ 年間取引高 109,960,000円
エ 許 可 東京都知事
オ 区 実 績 平成29年度
目黒川沿川通路補修工事（中目黒二丁目）
41,184,720円
- 6 契約年月日 平成30年10月16日
- 7 工 期 平成30年10月16日から平成31年1月23日まで
- 8 契約方法等
 - (1) 契約方法
条件付き一般競争入札による契約
 - (2) 主な入札参加資格要件
ア 「道路舗装工事」の業種登録があること。
イ 登録業種の共同格付がA等級からC等級であること。
ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥29,390,040-
 入札書比較価格 ￥27,213,000-

業 種 道路舗装工事
 落札率 98.0%

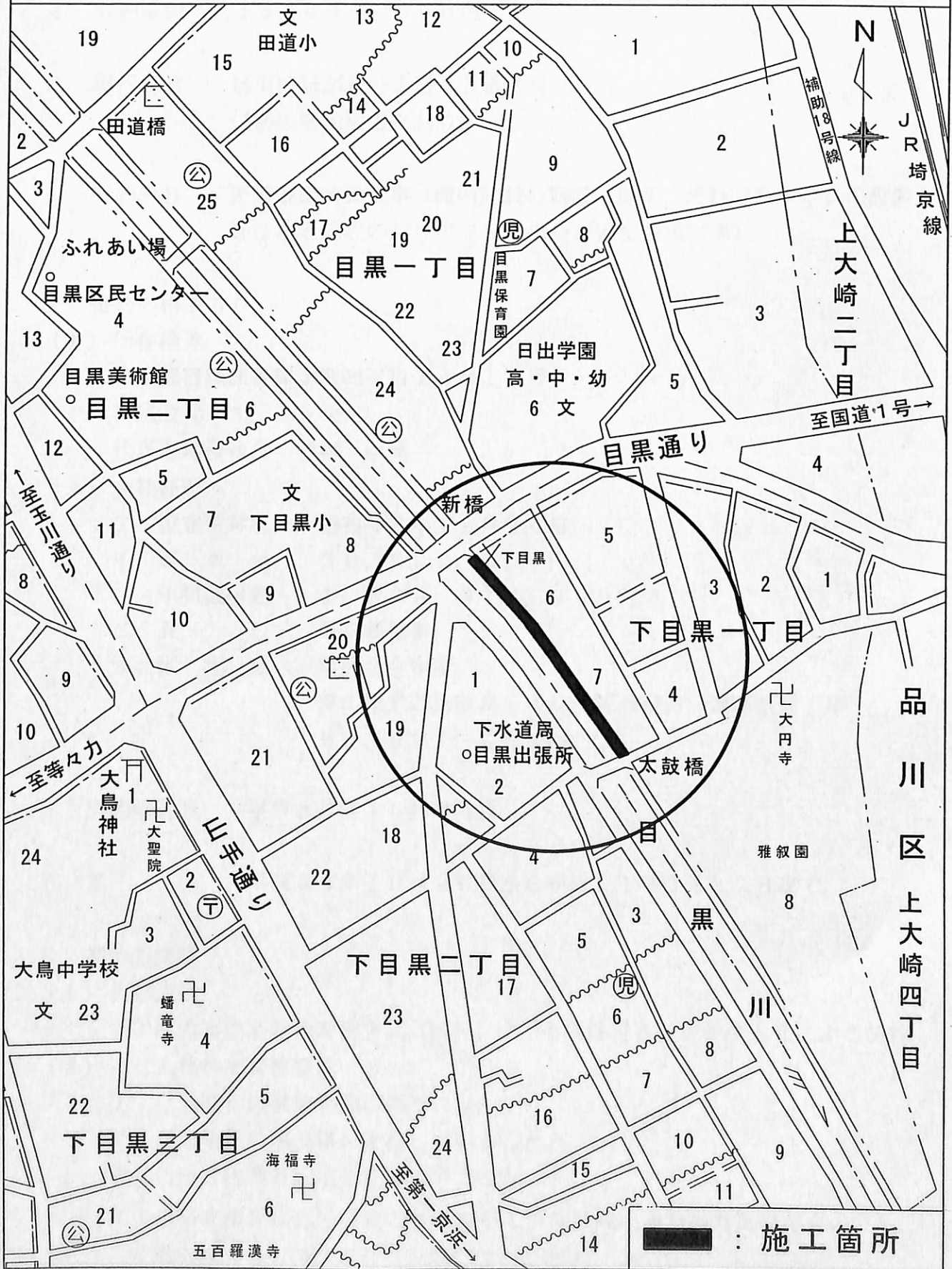
	会社名	ランク	所在地	入札価格	落否
1	吉澤興業(株)	C	目黒区 洗足二丁目	26,680,000	落札
2	(株)オーシャン	C	目黒区 目黒本町四丁目	26,800,000	
3	大信電設工業(株)	C	目黒区 碑文谷二丁目	27,100,000	
4	(株)イクタ工業	C	目黒区 八雲二丁目	辞退	
5	(株)平成フロント	C	目黒区 中目黒一丁目	無効	
6	栄伸道路(株) 目黒支店	C	目黒区 洗足一丁目	不参加	

選定 6者

- 注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥2,134,400-

案内図

S=1:8000



資料 5

- 1 件 名 緑が丘児童遊園改良工事
- 2 契約金額 46,440,000円
- 3 履行場所 目黒区緑が丘一丁目13番8号
(別添案内図のとおり)
- 4 契約内容 児童遊園改良工事(園内施設の新設・更新、だれでもトイレの設置等による施設のバリアフリー化及び安全対策工事)

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区目黒本町四丁目14番17号
株式会社 オーシャン
代表取締役社長 杉村 年高

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和48年12月24日
イ 資本金 30,000,000円
ウ 年間取引高 1,803,379,000円
エ 許 可 東京都知事
オ 区 実 績 平成29年度
東山児童遊園改良工事及び隣接狭あい道路整備工事
61,091,064円

- 6 契約年月日 平成30年10月26日
- 7 工 期 平成30年10月26日から平成31年3月27日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

施工能力審査型総合評価方式(試行)に係る条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

- ア 「造園」の業種登録があること。
- イ 登録業種の順位格付を有していること。
- ウ 目黒区内業者認定を受けていること。
- エ 工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最も直近のものが60点未満でないこと。

入 札 経 過

予 定 価 格 　　¥46,972,440-
 入札書比較価格 　　¥43,493,000-

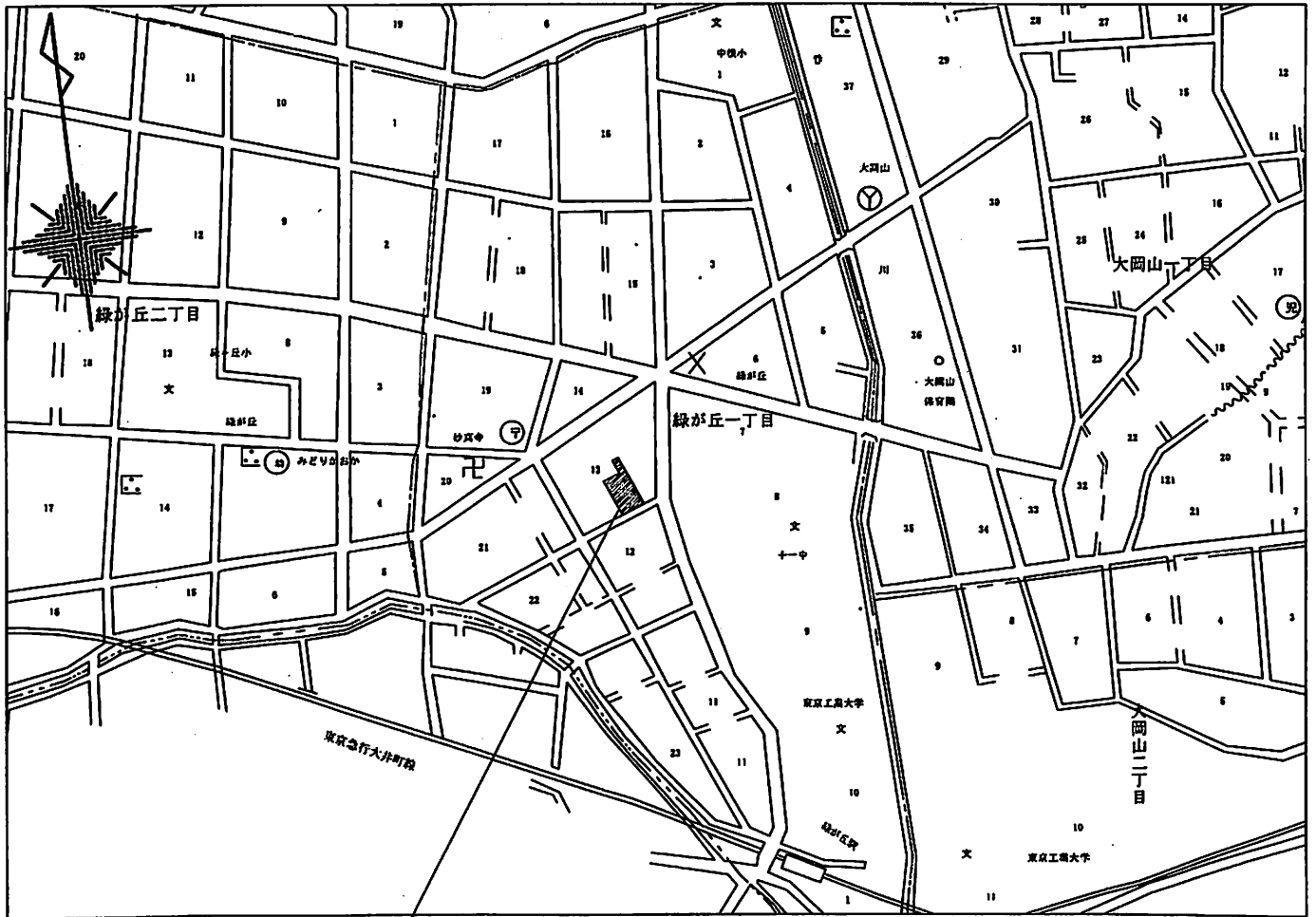
業 種 造園
 落札率 98.9%

会社名		所在地	入札価格	価格点	施工能力 評価点等	評価値	落否
1	(株)オーシャン	目黒区 目黒本町四丁目	43,000,000	1.02	16.00	17.02	落札
2	(有)石川造園土木	目黒区 自由が丘一丁目	43,290,000	0.42	15.50	15.92	
3	(有)大沢造園	目黒区 大岡山一丁目	43,200,000	0.60	14.00	14.60	
4	(株)西花園	目黒区 上目黒四丁目	辞退				
5	(株)桔梗園	目黒区 目黒本町六丁目	辞退				

選定 5者

- 注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 　　¥3,440,000-
 (3) 施工能力評価点等とは、施工能力評価点と地域貢献評価点である。
 (4) 価格点は、入札価格を一定の計算式により点数化したもの。施工能力評価
 点は、過去の工事成績、配置予定技術者の資格・実績を点数化したもの。
 地域貢献評価点は、区と防災協定を締結又は防災協定の締結がある団体の
 構成員である場合を点数化したもの。

案内図



緑が丘児童遊園
目黒区緑が丘1-13-8

資料 6

- 1 件 名 大鳥公園改良工事
- 2 契約金額 42,109,200円
- 3 履行場所 目黒区下目黒二丁目20番19号
(別添案内図のとおり)
- 4 契約内容 公園改良工事(園内施設の新設・更新、園路・広場の整備等による施設のバリアフリー化及び安全対策工事)

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区目黒本町六丁目21番11号

株式会社 桔梗園

代表取締役 鶴見 實

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 平成3年3月13日

イ 資本金 10,000,000円

ウ 年間取引高 114,869,000円

エ 許 可 東京都知事

オ 区 実 績 平成29年度

東根公園防護柵設置工事

3,942,000円

6 契約年月日 平成30年10月29日

7 工 期 平成30年10月29日から平成31年3月13日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

施工能力審査型総合評価方式(試行)に係る条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

ア 「造園」の業種登録があること。

イ 登録業種の順位格付を有していること。

ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

エ 工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最も直近のものが60点未満でないこと。

入 札 経 過

予 定 価 格 　　¥42, 291, 720-
 入札書比較価格 　　¥39, 159, 000-

業 種 造園
 落札率 99.6%

会社名	所在地	入札価格	価格点	施工能力 評価点等	評価値	落否
1 (株)桔梗園	目黒区 目黒本町六丁目	38,990,000	0.38	13.00	13.38	落札
2 (有)大沢造園	目黒区 大岡山一丁目	39,150,000	0.02	13.00	13.02	
3 (有)石川造園土木	目黒区 自由が丘一丁目	辞退				
4 (株)オーシャン	目黒区 目黒本町四丁目	辞退				

選定 4者

- 注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 　　¥3, 119, 200-
 (3) 施工能力評価点等とは、施工能力評価点と地域貢献評価点である。
 (4) 価格点は、入札価格を一定の計算式により点数化したもの。施工能力評価
 点は、過去の工事成績、配置予定技術者の資格・実績を点数化したもの。
 地域貢献評価点は、区と防災協定を締結又は防災協定の締結がある団体の
 構成員である場合を点数化したもの。

資料 7

- 1 件 名 目黒区立不動小学校教育用 I C T 機器新設に伴う電気設備工事
- 2 契約金額 31,060,800円
- 3 履行場所 目黒区下目黒六丁11番35号
- 4 契約内容 電子黒板機能付きプロジェクターの整備等に伴う電気設備の増設工事

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区碑文谷二丁目10番23号

日本電工 株式会社

代表取締役 井上 純一

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和24年10月1日

イ 資本金 90,837,000円

ウ 年間取引高 2,166,050,000円

エ 許 可 国土交通大臣

オ 区 実 績 平成29年度

重要文化財(建造物)旧前田家本宅和館ほか3棟建造物防
災設備整備に伴う電気設備工事

31,266,000円

6 契約年月日 平成30年10月29日

7 工 期 平成30年10月29日から平成31年3月29日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

ア 「電気工事」の業種登録があること。

イ 登録業種の共同格付がA等級からB等級であること。

ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥32,702,400-
 入札書比較価格 ￥30,280,000-

業 種 電気工事
 落札率 95.0%

	会社名	ランク	所在地	入札価格	落否
1	日本電工(株)	A	目黒区 碑文谷二丁目	28,760,000	落札
2	宮崎電気工事(株)	A	目黒区 青葉台一丁目	29,100,000	
3	三沢電機(株) 東京支店	A	目黒区 鷹番三丁目	29,668,000	
4	(株)アキテム	A	目黒区 東山一丁目	29,830,000	
5	(株)ケイ・アイ・エス	B	目黒区 東が丘一丁目	29,950,000	
6	柳澤電機(株)	A	目黒区 大橋一丁目	30,280,000	
7	堀光電気(株)	B	目黒区 目黒本町一丁目	辞退	

選定 7者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥2,300,800-

資料 8

1 件 名 目黒区立油面小学校教育用 I C T 機器新設に伴う電気設備工事

2 契約金額 41,319,720円

3 履行場所 目黒区中町一丁目5番4号

4 契約内容 電子黒板機能付きプロジェクターの整備等に伴う電気設備の増設
工事

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区東が丘一丁目1番3号

株式会社 ケイ・アイ・エス

代表取締役 加藤 記史

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和58年8月19日

イ 資本金 20,000,000円

ウ 年間取引高 106,424,000円

エ 許 可 東京都知事

オ 区 実 績 平成29年度

目黒区立向原小学校照明設備改修等工事

34,020,000円

6 契約年月日 平成30年10月30日

7 工 期 平成30年10月30日から平成31年3月29日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

ア 「電気工事」の業種登録があること。

イ 登録業種の共同格付がA等級からB等級であること。

ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥42,379,200-
 入札書比較価格 ￥39,240,000-

業 種 電気工事
 落札率 97.5%

	会社名	ランク	所在地	入札価格	落否
1	(株)ケイ・アイ・エス	B	目黒区 東が丘一丁目	38,259,000	落札
2	(株)アキテム	A	目黒区 東山一丁目	38,850,000	
3	日本電工(株)	A	目黒区 碑文谷二丁目	39,200,000	
4	宮崎電気工事(株)	A	目黒区 青葉台一丁目	39,200,000	
5	堀光電気(株)	B	目黒区 目黒本町一丁目	辞退	
6	柳澤電機(株)	A	目黒区 大橋一丁目	辞退	
7	三沢電機(株) 東京支店	A	目黒区 鷹番三丁目	辞退	

選定 7者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥3,060,720-

資料 9

- 1 件 名 道路改良工事及び道路維持工事（青葉台一丁目）
- 2 契約金額 27,000,000円
- 3 履行場所 目黒区青葉台一丁目22番先から上目黒一丁目10番先まで
（別添案内図のとおり）
- 4 契約内容 道路舗装工事（アスコン舗装、セメコン舗装、ガードパイプ設置及び排水施設改修等）

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区洗足二丁目8番22号
吉澤興業 株式会社
代表取締役 吉澤 国博

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和49年9月25日
イ 資本金 30,000,000円
ウ 年間取引高 109,960,000円
エ 許 可 東京都知事
オ 区 実 績 平成29年度
目黒川沿川通路補修工事（中目黒二丁目）
41,184,720円

- 6 契約年月日 平成30年10月30日
- 7 工 期 平成30年10月30日から平成31年2月14日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

- ア 「道路舗装工事」の業種登録があること。
- イ 登録業種の共同格付がA等級からC等級であること。
- ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥27,330,480-
 入札書比較価格 ￥25,306,000-

業 種 道路舗装工事
 落札率 98.8%

	会社名	種	所在地	入札価格	落否
1	吉澤興業(株)	C	目黒区 洗足二丁目	25,000,000	落札
2	栄伸道路(株) 目黒支店	C	目黒区 洗足一丁目	25,250,000	
3	(株)平成フロント	C	目黒区 中目黒一丁目	辞退	
4	(株)新東工業	C	目黒区 東山一丁目	辞退	
5	(株)オーシャン	C	目黒区 目黒本町四丁目	辞退	

選定 5者

- 注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥2,000,000-

案内図

N



6

15 青葉台一丁目

16

18

19

児

24
朝日橋

17

20

10

29

目黒川

21

11

23

15

上目黒一丁目

30

宿山橋

14

12

山

22

16

桜橋

13

手

通

以

17

18

別所橋

19

上目黒三丁目

凡例



施工箇所

資料 10

- 1 件 名 道路維持工事（南一丁目）
- 2 契約金額 23,760,000円
- 3 履行場所 目黒区南一丁目1番先から5番先まで 外1箇所
（別添案内図のとおり）
- 4 契約内容 道路舗装工事（アスコン舗装及び排水施設改修等）
（施工中心延長212.7m）

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区洗足一丁目13番9号
栄伸道路 株式会社 目黒支店
支店長 青木 明子

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和48年11月14日
イ 資本金 40,000,000円
ウ 年間取引高 192,901,000円
エ 許 可 東京都知事
オ 区 実 績 平成29年度
道路維持工事及び交通安全施設整備工事（自由が丘二丁目）
35,620,560円

- 6 契約年月日 平成30年10月31日
- 7 工 期 平成30年10月31日から平成31年2月7日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

- ア 「道路舗装工事」の業種登録があること。
- イ 登録業種の共同格付がA等級からC等級であること。
- ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入 札 経 過

予 定 価 格 ￥24,511,680-
 入札書比較価格 ￥22,696,000-

業 種 道路舗装工事
 落札率 96.9%

会社名		ランク	所在地	入札価格	落否
1	栄伸道路(株) 目黒支店	C	目黒区 洗足一丁目	22,000,000	落札
2	双葉建設(株)	B	目黒区 南三丁目	22,150,000	
3	(株)新東工業	C	目黒区 東山一丁目	辞退	
4	吉澤興業(株)	C	目黒区 洗足二丁目	辞退	

選定 4者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8/108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥1,760,000-

案内図

S=1:4000



目黒区登録業者の指名停止措置について

1 指名停止措置の内容

番号	事業者名	所在地	指名停止期間	理由	措置基準
1	(株)そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	平成30年2月5日から平成32年2月4日まで (24か月間)	近畿地区の店舗において販売する優待ギフトの配送分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したため。	目黒区競争入札参加者指名停止措置基準第2条第1項別表第2 2(2) ↓ <期間短縮> 同基準第4条第3項第1号 ↓ <24か月限度> 同基準第4条第2項第1号
2	(株)大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	※ 現在の指名停止期間(平成30年2月5日から18か月)に、今回の指名停止期間である6か月を追加し、計24か月間とする。		
3	(株)高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	平成30年7月24日から平成32年7月23日まで (24か月間) ※ 現在の指名停止期間(平成30年7月24日から9か月)に、理由①の指名停止期間である9か月、及び理由②の指名停止期間である6か月を追加し、計24か月間とする。	①近畿地区の店舗において販売する優待ギフトの配送分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したため。 ②(株)NTTドコモが行ったドコモショップユニフォームに係る見積もり合わせにおいて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたため。	
4	東京ビジネスサービス(株)	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号	平成30年10月22日から平成31年10月21日まで (12か月間)	公立昭和病院発注の業務委託案件を巡り、公契約関係競争入札妨害容疑で使用人が逮捕されたため。	目黒区競争入札参加者指名停止措置基準第2条第1項別表第2 3(2)イ

2 区と当該事業者との契約実績(過去5年間)

なし

以上

土砂災害ハザードマップの作成及び配布について

1 経緯

東京都では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき、平成31年度までに都内全域における土砂災害警戒区域等の指定を行うこととしており、目黒区内では、平成30年5月31日に「土砂災害警戒区域」25箇所、「土砂災害特別警戒区域」18箇所を指定した。

については、土砂災害警戒区域内の区民等が、台風や大雨、地震による土砂災害の発生が予想される際に適切な避難行動等がとれるよう、土砂災害警戒区域、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップを作成したので、土砂災害警戒区域内に位置する世帯等に配布する。

2 土砂災害ハザードマップ

別添のとおり

3 配布対象・方法

(1) 配布対象

- ア 警戒区域内に位置する世帯（約1,150世帯）
- イ 警戒区域内に位置する、区の地域防災計画に定める要配慮者利用施設（6施設）
- ウ 警戒区域が属する住区、町会、自治会（17組織）
- エ 防災行政機関等（19組織）

(2) 配布方法

- アについては各戸配布を行う。
- その他については郵送等で配布する。

4 配布時期

11月下旬を予定

5 その他

- 区ホームページに掲載し、周知する。
- 区政情報コーナー、防災センター、各地区サービス事務所において配布する。

目黒区



土砂災害 ハザードマップ

土砂災害ハザードマップの目的

この土砂災害ハザードマップは、台風や大雨、地震による地盤の変化などにより、土砂災害の発生が予想される場合や実際に発生した場合に、住民の皆さんに「命を守る行動」を適切にとっていただくために作成したものです。

東京都は、土砂災害防止法に基づき、平成30年5月に目黒区内の25箇所を土砂災害警戒区域に指定し、そのうち18箇所を土砂災害特別警戒区域に指定しました。

地図上に指定された土砂災害警戒区域等や避難所、公共機関等を示しました。また、関連情報の入手方法なども掲載しています。

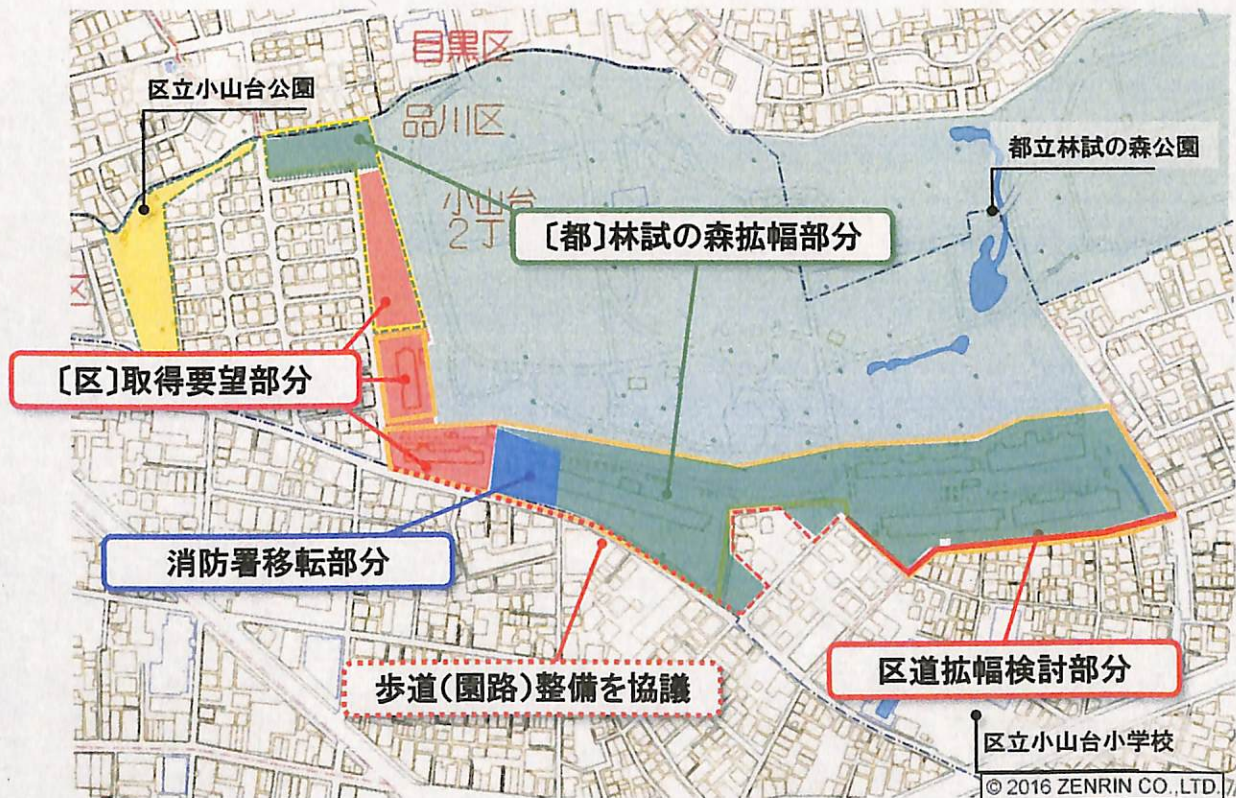
日ごろからご家族や地域の方と話し合っていたいただき、土砂災害による被害の軽減にお役立てください。

林試の森公園周辺の国有地等の状況について

【品川区議会報告資料】

国家公務員宿舎「旧小山台住宅、旧峰友寮」活用検討状況について

1. 区の取得要望位置（国有地＋都有地 計5,000㎡強）



2. 区が想定する活用方法（案）について

(1) 想定施設規模 … 3～4階建て施設を想定し検討

(2) 施設内容等（案）

- ・ 地域交流スペース
（イベント・集会など様々な人々が利用できる施設・広場などの多目的の交流空間）
- ・ 防災備蓄倉庫
- ・ 道路拡張
- ・ 高齢者・障害者・子育て支援等社会福祉施設等

3. 取得要望等について

平成31年度以降の早期土地取得および活用に向けて、財務省に対し国有地の取得要望を提出する。また、東京都とともに跡地利用方針を定め、具体的な活用に向けた処理を加速していく。

財務省小山台住宅等跡地利用方針

平成30年10月31日

品川区・東京都

はじめに

本跡地利用方針は、品川区小山台二丁目地内にある財務省小山台住宅等の施設廃止に伴い、未利用となっている国有地及び都有地（別図1）を対象地区（以下「本地区」という。）とし、地元自治体である品川区と東京都の現時点における今後の土地利用の考え方、用途、整備の進め方等を取りまとめたものである。なお、東京都及び品川区は、本方針に沿って土地利用が図られるよう、今後財務省をはじめ関係機関に対して調整を進めていくものとする。

1 本地区の概要

本地区は、品川区北西部、品川区小山台二丁目地内に在り、東急目黒線武蔵小山駅から北徒歩約10分の場所に位置し、豊かな自然を有する都立林試の森公園と閑静な住宅街に接する農林水産省峰友寮、財務省小山台住宅及び都営小山台民生住宅の跡地約3haの土地とから成る。

また、本地区は、都立林試の森公園と一体的に東京都の避難場所に指定されており、品川区、目黒区も含めた周辺地域において、地元自治体と地元住民等による防災まちづくりの取組が進められてきた。

なお、本地区のうち、都営小山台民生住宅跡地は都市計画小山台公園に指定されており、財務省小山台住宅跡地の一部は都市計画目黒公園に指定されている。

2 これまでの経緯

本地区内の農林水産省峰友寮と財務省小山台住宅は、「国家公務員の宿舎削減計画（平成23年12月1日公表）に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」（財務省 平成24年11月）において廃止することが決定され、平成27年に廃止された。また、都営小山台民生住宅は平成19年に解体された。

これまで東京都建設局及び東京都都市整備局は、避難場所としての機能を継続させるため、官舎廃止の動向を踏まえつつ、品川区、目黒区等と調整の上当該跡地の都立公園化について検討を進めてきたところである。

平成28年、東京都建設局は、当該跡地の利用を希望する品川区、東京消防庁等も交え「林試の森公園周辺土地利用検討会」を新たに立ち上げ、本地区の跡地利用に関する調整を開始した。

これらの調整事項を踏まえ、平成28年、同局は、財務省に対し「小山台住宅跡地外の取扱いについて（依頼）」を提出し、官舎跡地の取得の意向を示した。また、品川区は、区の行政需要に対応するため、同年財務省に対し「未利用国有地の取得等について」を提出し、官舎跡地の取得の意向を示した。さらに、平成29年、東京消防庁においては、財務省に対し消防出張所移転に向けた跡地利用の取扱いに関する要望を行った。

3 本地区の位置付け及び土地利用の考え方

（1）本地区の位置付け

本地区は、「都市づくりのグランドデザイン」（東京都 平成29年9月）では、中枢

広域拠点域に含まれており、老朽建築物の更新や木造住宅密集地域の解消、緑や水辺空間の保全・創出などが進み、中密度の緑豊かで潤いのある複合市街地が広がっており、充実した鉄道ネットワークに支えられ、魅力的な居住生活が実現する区域、また、各所に様々なスポーツを楽しめる空間や歩行者空間が配され、穏やかで魅力的な生活が実現する区域とされている。さらに、「武蔵小山・戸越」の将来像は、土地の高度利用や都市基盤の整備により、商店街の更新、商業、居住、文化、コミュニティなどの機能の強化・集積、防災性の向上が進み、にぎわいと回遊性のある拠点が形成される地区とされている。

「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（東京都 平成 26 年 12 月）では、本地区が含まれる都市環境再生ゾーンは、生活機能が集積した誰もが暮らしやすいまちづくりや木造住宅密集地域の安全性の確保、水と緑のネットワークの形成、豊かな住環境の形成が実現する区域とされている。また、本地区を含む武蔵小山（生活拠点）に関しては、地域の特性に応じて業務、商業、文化、交流、医療福祉などの生活機能などを集積し、幅広いサービスを提供できる広域的な中心性を備えた拠点として育成を図るとされている。

「品川区まちづくりマスタープラン」（品川区 平成 25 年 2 月）では、地震に脆弱な市街地が広範囲に連なっている荏原地区について、木密地域の防災性向上と避難の安全性の早期確保による「命を守ることの出来る防災都市づくり」を最重要課題として推進している。また、高齢化の進展を踏まえ、商業や生活支援施設の集積、まち全体のバリアフリー化、歴史性ある景観資源を活用した景観形成により、「歩いて暮らせるまち、住み続けられるまち」への誘導を図り、「多世代の交流を深めるまちづくり」を推進することで、良好な住環境を形成するとしている。さらに、武蔵小山駅周辺においては、都市機能の強化、更新及び集積並びに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある区の西の玄関口にふさわしい複合市街地の形成を目指している。

（2）土地利用の考え方

本地区を含む周辺地域は、特に災害時の安全性の確保が課題となっている地域であり、また、多様な人々の豊かな生活を支えるまちづくりが必要な地域でもある。

そこで、本地区では、避難場所の防災機能の維持向上を図りつつ、豊かな暮らしを支える社会福祉機能の充実と、にぎわいと交流を生み出す緑豊かで快適な都市空間の形成とに資する土地利用を行うものとする。

○地域の防災機能の充実による安全に暮らせる都市空間の形成

- ・都立林試の森公園の拡張や防災機能の向上に資する施設の設置等により避難場所の防災機能の向上を図り、安全な都市空間を形成する。
- ・避難場所周辺の生活道路の拡幅等などにより、生活・防災基盤の充実を図る。

○社会福祉機能の充実と、にぎわいと交流とが生まれる生活空間の形成

- ・社会福祉施設など、豊かな暮らしの実現に必要な施設を導入し、居住環境の充実を図る。
- ・都立林試の森公園の拡張や社会福祉施設の設置等に当たり、地域に開かれた魅力ある公園、施設とすることにより、にぎわいや交流空間を形成する。

○緑豊かな都市空間の形成

- ・「水とみどりの基本計画・行動計画」（品川区 平成24年6月、平成29年6月（一部改定））で「緑の拠点」に位置付けられた都立林試の森公園の拡張等により、緑豊かな都市空間を形成する。
- ・社会福祉施設などの整備に当たり、公園と連続し、一体となった緑とオープンスペースとを確保する。

4 導入施設

東京都及び品川区は、別図2のとおり、次の施設を本方針に位置付けるものとする。

（東京都）

- | | | |
|-------------|------|---------|
| ①都立林試の森公園 | （拡張） | 約2.18ha |
| ②荏原消防署小山出張所 | （新設） | 約0.17ha |

（品川区）

- | | | |
|---|---------|---------|
| ①社会福祉施設
（地域交流、防災備蓄倉庫、高齢者・障害者・子育て支援等社会福祉施設） | （新設） | 約0.55ha |
| ②区道 | （新設・拡幅） | 幅員4～6m |

5 整備の進め方

本方針に基づく事業の推進は、上位計画との整合を図り、下記の事項に配慮しつつ、地域住民の意見を踏まえて行う。また、東京都及び品川区間で連携し、財産処理等についての関係機関との調整及び手続を経た上で、事業者ごとに整備を進める。

（配慮事項）

- ・避難場所としての機能の充実を図るために、避難場所まで円滑に避難するための経路の確保や延焼遮断機能の拡充を可能な限り考慮した施設計画とする。
- ・地区内の整備に当たっては、都立林試の森公園の緑との連続性と、安全で快適な歩行者ネットワークの形成とに配慮する。
- ・公園の拡張に当たっては、既開園部分も含め公園機能（レクリエーション、スポーツ等の用途）の向上について検討を行っていく。

また、本方針に影響を及ぼす事象や変更が生じた場合は、事業者主体等の当事者間で必要な検討や調整を行う。

6 関連する都市計画公園の区域変更について

本地区の土地利用の考え方に基づく跡地利用方針に合わせ、関連する都市計画小山台公園及び都市計画目黒公園の区域の変更を行う。

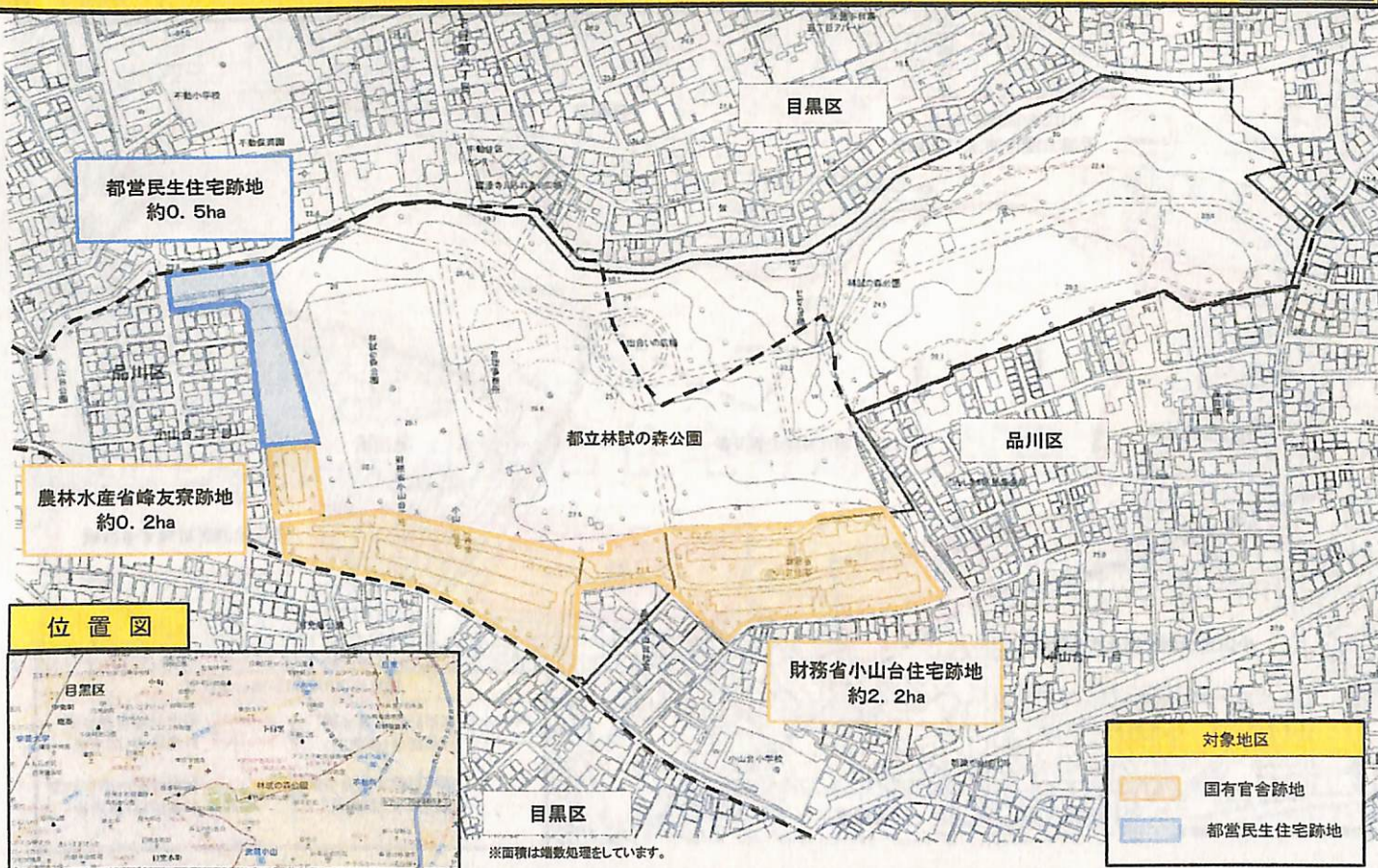
(都市計画公園の変更方針) (別図3)

- ・都市計画目黒公園の計画区域に、財務省小山台住宅跡地のうち別図2の都立林試の森公園を拡張する区域を追加する。
- ・都市計画小山台公園の計画区域から、社会福祉施設及び区道を整備する区域を削除する。
- ・都市計画小山台公園の計画区域から、都営小山台民生住宅跡地のうち別図2の都立林試の森公園を拡張する区域を削除し、同区域を都市計画目黒公園の計画区域に追加する。

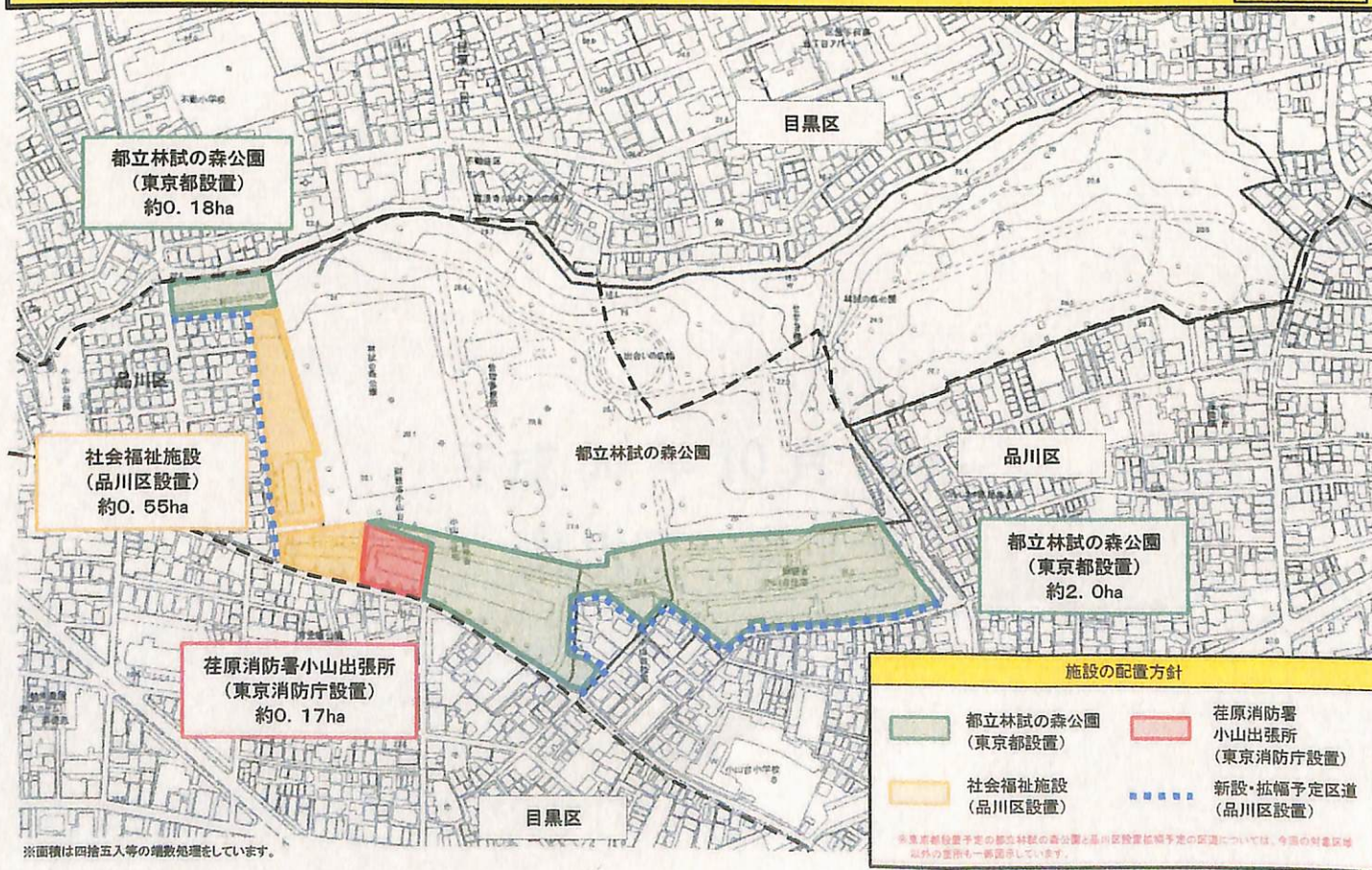
(区域変更にあたっての考え方)

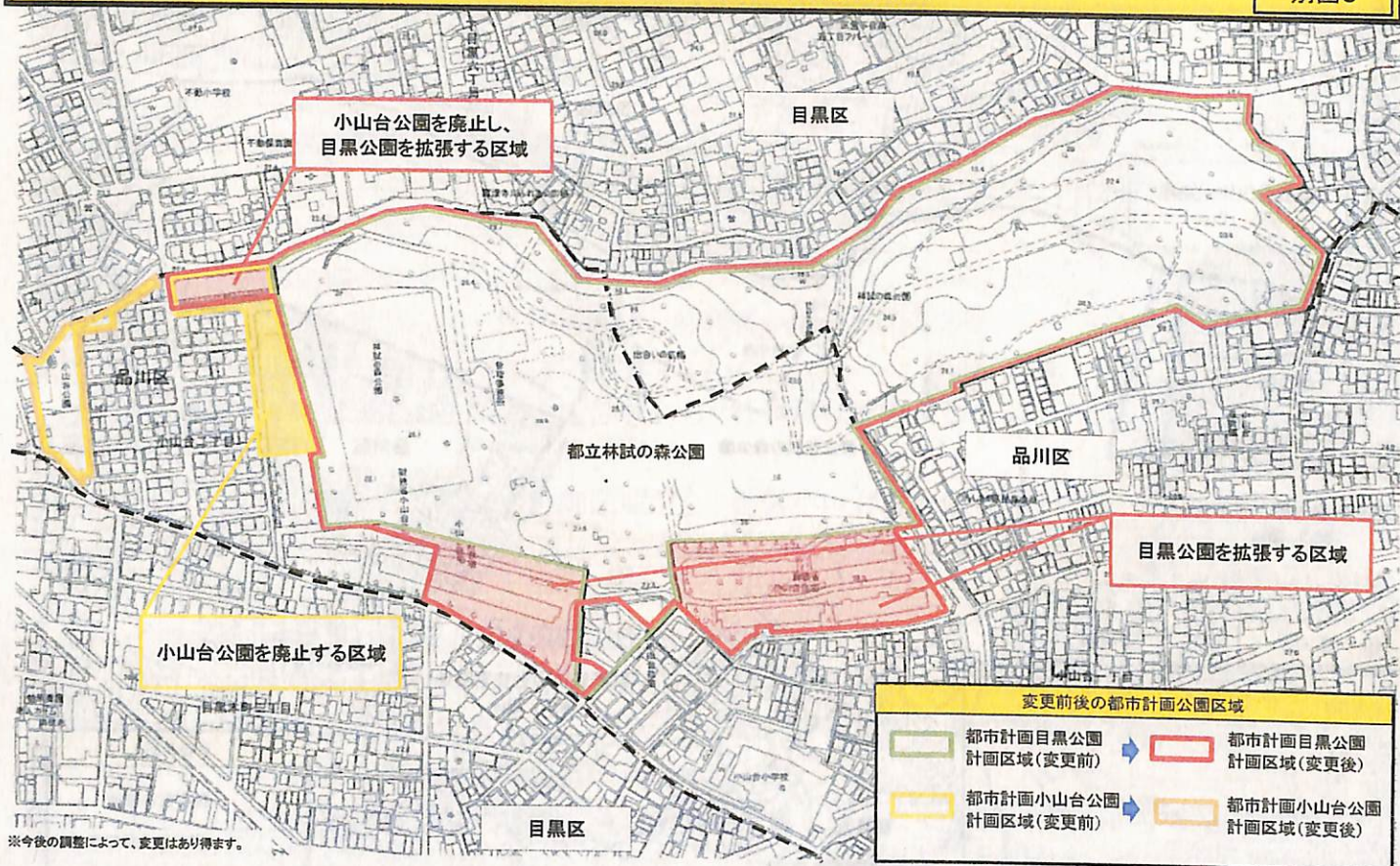
- ・避難場所の防災機能の向上に資する社会福祉施設等を配置するために都市計画小山台公園の区域を変更する。なお、近隣公園である同公園の機能は、総合公園である都市計画目黒公園において代替する。
- ・社会福祉施設においては、可能な限り緑化を図るとともに、都立林試の森公園西口につながる通路や広場などを確保し、また、施設から（施設外から施設内を経由する場合を含む。）同公園への災害時の避難経路を別途設けるなど、公園と連携した施設整備を進める。さらに、都立林試の森公園と隣接し、多様な利用者層を有する施設の特性を生かし、同公園と連携し、両施設の利用者や地域住民との交流を進める。

今後、東京都及び品川区は、上記内容の都市計画変更に向けて必要な手続、調整を進める。



位置図





平成30年度全国瞬時警報システムの全国一斉試験放送（第3回目）の実施について

1 システム概要

全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）は、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星及び地上回線を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、区の防災行政無線（同報系）により自動放送することにより、国から住民に対して緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

2 訓練の概要

平成30年度は、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資するよう、Jアラートの全国一斉情報伝達訓練を下記のとおり4回実施する。

(1) 実施日時

第1回	平成30年	5月16日（水）	午前11時00分ごろ	→実施済み
第2回	平成30年	8月29日（水）	午前11時00分ごろ	→実施済み
第3回	平成30年	11月21日（水）	午前11時00分ごろ	
第4回	平成31年	2月20日（水）	午前11時00分ごろ	

(2) 役割

国：内閣官房からJアラートの訓練情報を発信
都：訓練情報の受信確認
区：訓練情報の受信確認及び情報伝達手段の起動訓練

(3) 伝達方法

防災行政無線（同報系）が自動起動し、試験放送を区内65箇所の防災行政無線スピーカーと各戸別受信機（町会・自治会、区議会議員等）148箇所から一斉に放送する。

(4) 試験放送内容

上りチャイム音
「これは、Jアラートのテストです。」 を3回
「こちらは、防災目黒です。」
下りチャイム音

3 周知

平成30年11月5日 めぐる区報、区ホームページ、メールマガジン掲載

4 その他

第4回目についても、実施前に企画総務委員会に情報提供するとともに、めぐる区報・ホームページにてその都度周知する。

以上

世界人権宣言70周年記念

企画総務委員会資料
平成30年11月14日
総務部人権政策課

入場無料

当日先着400名

※満員の場合、
入場をお断りすることが
あります。

人権週間 区民のつどい 2018

日時 **12月7日(金)** 午後1時～午後4時50分
(開場午後零時30分)

会場 中小企業センターホール
(目黒区民センター内)

ご来場先着360名の方に、
目黒本町福祉工房で
製作した来年の
「干支土鈴」を
プレゼント!

講演 午後1時15分～



講師
フリー
アナウンサー

まち あせい
町 亞聖 氏

「10年介護～車椅子の母と過ごした奇跡の時間～」

映画 午後2時50分～



**ペコロスの
母に会いに行く**

(日本語字幕付)

認知症の母みつえとバツイチ・ハゲちゃびんの僕
愛おしくてホロリ切ない僕らの毎日

主演 岩松了・赤木春恵 森崎 東 監督作品

©2013「ペコロスの母に会いに行く」製作委員会

●目黒区民センター(目黒区目黒2-4-36)

- ・目黒駅より徒歩12分
- ・バス停「権之助坂」「大鳥神社前」「田道小学校入口」下車5～7分
※車でのご来場はご遠慮ください。

●問い合わせ先/保育申込み先/目黒区人権政策課

【TEL】03-5722-9214 【FAX】03-5722-9469

一時保育申込締切 **11月30日(金)**

※未就学児の保育をご希望の方は、目黒区人権政策課へお申込みください。
定員に達した場合は、お断りすることがあります。



手話
通訳付

パソコン
文字通訳付

一時
保育付※